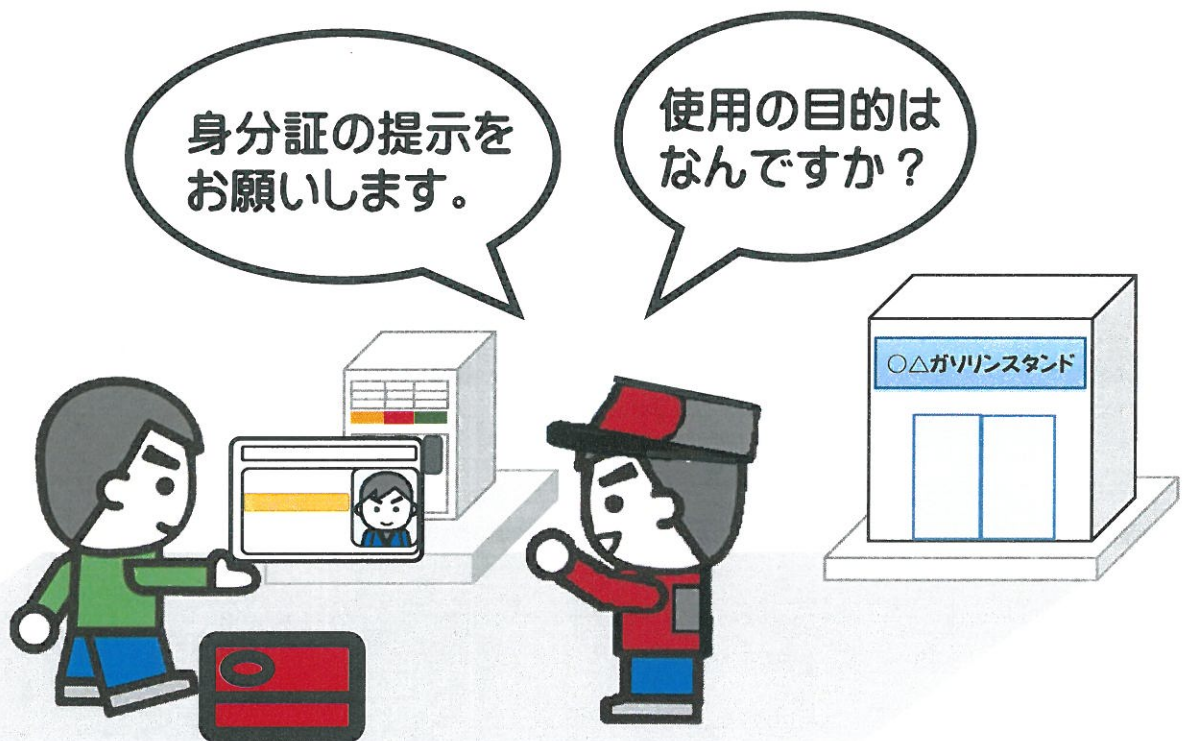


# ガソリンスタンド事業者の皆様へ

ガソリンの容器への詰め替え販売を行う場合、

- ① **身分証の確認**
- ② **使用目的の問いかけ**
- ③ **販売記録の作成**

を行うようご協力をお願いします。



※不審者を発見した場合は、警察へ通報をお願いします。  
(緊急時は110番)

消防庁

警察庁





## ガソリンを携行缶で購入される皆様へ

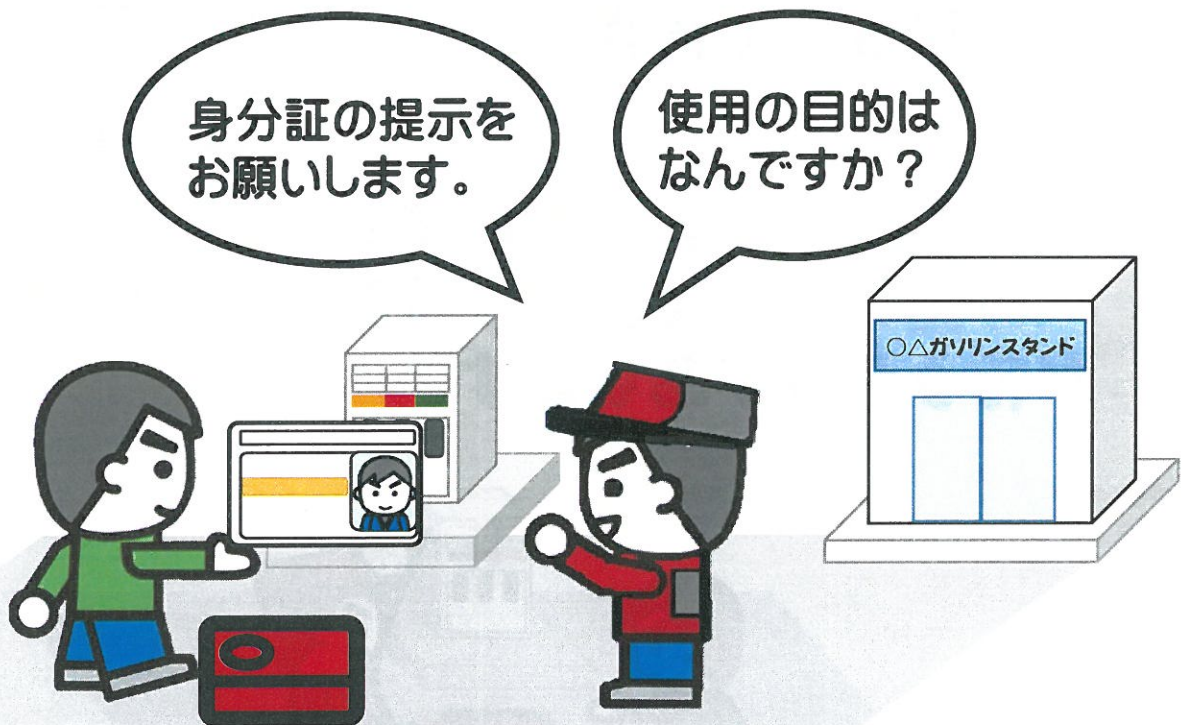
別添2



ガソリンの適正な使用を徹底するため、ガソリンを携行缶で購入される方に対して、

- ① **身分証の確認**
- ② **使用目的の問いかけ**

を行うとともに、販売記録を作成しています。皆様のご理解とご協力をお願いします。



ガソリンを取り扱うときは、裏面の注意事項をご確認ください。



**⚠ ガソリンを取り扱うときの注意事項 ⚠**

- ① ガソリンは、灯油用ポリ容器に入れることはできません。



灯油用ポリ容器



ガソリン携行缶

- ② ガソリン携行缶に貼られている注意事項に留意して、取り扱ってください。

**！ 噴出注意！**

- ★周囲の安全を確認
- ★フタを開ける前に
  - ①エンジン停止
  - ②エア抜きをする
- ★高温の場所禁止

- ③ セルフスタンドにおいても、ガソリンの容器への詰め替えは、ガソリンスタンドの従業員が行う必要があります。

